

受託単価規程

株式会社文化工房

2021年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、株式会社文化工房が外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

(受託単価)

第2条 受託単価の算出方法は役職および等級に応じて別表1のとおり定める。

付則

第1条 この規程は2021年4月1日から施行する。

別表1 受託単価

単位：円（税抜）

ランク（役職）	基準日額単価（8時間）	基準時間単価（1時間）
局長	55,000	6,900
部長	50,000	6,300
担当部長	42,000	5,200
1級職	49,000	6,200
2級職	41,000	5,100
3級職	31,000	3,800
4級職	26,000	3,200
5級職	22,000	2,800
6級職	20,000	2,500